

さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例(平成24年相模原市条例第88号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(再生可能エネルギー)

第2条 条例第2条第8号の規則で定めるエネルギーは、次に掲げるエネルギーとする。

- (1) バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)をいう。)を熱源とする熱
- (2) 太陽熱
- (3) 地熱
- (4) 大気中の熱その他の自然界に存する熱(前2号に掲げるものを除く。)

(中小規模事業者)

第3条 条例第11条の規則で定める事業者(以下「中小規模事業者」という。)は、市内に事業所を有する事業者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)第7条第3項に規定する特定事業者、同法第19条第2項に規定する特定連鎖化事業者、同法第31条第2項に規定する認定管理統括事業者、同項第2号に規定する管理関係事業者、同法第105条第2項に規定する特定貨物輸送事業者、同法第113条第2項に規定する特定荷主、同法第117条第2項に規定する認定管理統括荷主、同項第2号に規定する管理関係荷主、同法第129条第2項に規定する特定旅客輸送事業者、同法第134条第2項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者及び同項第2号に規定する管理関係貨客輸送事業者

- (2) 神奈川県地球温暖化対策推進条例(平成21年神奈川県条例第57号)第4条第2項に規定する特定大規模事業者

2 前項の規定にかかわらず、市内に事業所を有する事業者であって、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者は、中小規模事業者とする。

(地球温暖化対策計画)

第4条 条例第12条第1項の規定による地球温暖化対策計画の作成は、地球温暖化対策計画書により行うよう努めるものとする。

2 条例第12条第3項の規定により市長に提出する地球温暖化対策計画の作成は、当該提出する日の属する年度以降3箇年度を計画期間とし、地球温暖化対策計画書により行うものとする。

3 条例第12条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 計画期間
- (2) 温室効果ガスの排出の量の削減等に関する推進体制
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

4 条例第12条第3項の規定による地球温暖化対策計画の提出は、計画期間の初年度の9月末日までに行うものとする。

5 条例第12条第4項の規定による変更後の地球温暖化対策計画の提出は、地球温暖化対策計画変更届に変更前の地球温暖化対策計画書を添付して行うものとする。

6 条例第12条第6項の規定による実施状況の報告は、計画期間内の年度ごとに、次に掲げる事項を記載した当該年度の地球温暖化対策計画実施状況報告書を当該年度の翌年度の7月末日までに提出することにより行うものとする。

- (1) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量
- (2) 温室効果ガスの排出の量の削減等を図るために実施した措置の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

7 条例第12条第7項の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を明示して、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(1) 地球温暖化対策計画 次に定める事項

ア 計画提出事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ 条例第12条第2項第1号から第3号までに掲げる事項

ウ 第2項第1号に掲げる事項

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(2) 地球温暖化対策計画の実施状況 次に定める事項

ア 計画提出事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ 第5項第1号及び第2号に掲げる事項

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

8 条例第12条第8項の規定による廃止の届出は、地球温暖化対策計画廃止届により行うものとする。

(特定電気機器等)

第5条 条例第16条第1項の規則で定める電気機器等(以下「特定電気機器等」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) エアコンディショナー(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号。以下「省エネルギー法施行令」という。)第18条第2号に規定するエアコンディショナーのうち、直吹きで壁掛け形のをいう。以下同じ。)
- (2) 照明器具(省エネルギー法施行令第18条第3号に規定する照明器具(卓上スタンド用蛍光灯器具を除く。)をいう。以下同じ。)
- (3) テレビジョン受信機(省エネルギー法施行令第18条第4号に規定するテレビジョン受信機をいう。以下同じ。)

- (4) 電気冷蔵庫(省エネルギー法施行令第18条第10号に規定する電気冷蔵庫をいう。以下同じ。)
 - (5) 電気冷凍庫(省エネルギー法施行令第18条第11号に規定する電気冷凍庫をいう。以下同じ。)
 - (6) ガス温水機器(省エネルギー法施行令第18条第14号に規定するガス温水機器をいう。以下同じ。)
 - (7) 石油温水機器(省エネルギー法施行令第18条第15号に規定する石油温水機器をいう。以下同じ。)
 - (8) 電気便座(省エネルギー法施行令第18条第16号に規定する電気便座をいう。以下同じ。)
 - (9) 電気温水機器(省エネルギー法施行令第18条第26号に規定する電気温水機器をいう。以下同じ。)
- (省エネルギー性能の表示)

第6条 条例第16条第1項の規則で定める表示は、次の各号に掲げる特定電気機器等の区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

- (1) エアコンディショナー エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置(平成18年経済産業省告示第258号。以下この条において「経済産業省告示」という。)1—2(4)の別添1—1に定める様式(当該様式による表示が困難な場合は、経済産業省告示1—2(5)の別添1—3に定めるいずれかの様式)
- (2) 照明器具 経済産業省告示2—2(4)の別添2—1に定める様式(当該様式による表示が困難な場合は、経済産業省告示2—2(5)の別添2—2に定めるいずれかの様式)
- (3) テレビジョン受信機 経済産業省告示3—2(4)の別添3—1に定める様式(当該様式による表示が困難な場合は、経済産業省告示3—2(5)の別添3—2に定めるいずれかの様式)
- (4) 電気冷蔵庫 経済産業省告示7—2(4)の別添4—1に定める様式(当該様式による表示が困難な場合は、経済産業省告示7—2(5)の別添4—2に定めるいずれかの様式)
- (5) 電気冷凍庫 経済産業省告示8—2(4)の別添5—1に定める様式(当該様式による表示が困難な場合は、経済産業省告示8—2(5)の別添5—2に定めるいずれかの様式)
- (6) ガス温水機器 経済産業省告示11—2(4)の別添6に定める様式
- (7) 石油温水機器 経済産業省告示12—2(4)の別添7に定める様式
- (8) 電気便座 経済産業省告示13—2(4)の別添8—1に定める様式(当該様式による表示が困難な場合は、経済産業省告示13—2(5)の別添8—2に定めるいずれかの様式)
- (9) 電気温水機器 経済産業省告示19—2(4)の別添9に定める様式
(自動車に係る環境情報)

第7条 条例第20条の規則で定める事項は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率とする。

(委員)

第8条 条例第33条第1項に規定する相模原市地球温暖化対策推進会議(以下「推進会議」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 市の住民
 - (3) 事業者
 - (4) 関係団体の代表者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者
- (会長及び副会長)

第9条 推進会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第11条 推進会議の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の招集の特例)

第12条 委員の任期満了後最初の推進会議の会議の招集は、第10条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

(部会)

第13条 推進会議は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第14条 推進会議の庶務は、地球温暖化対策事務主管課で処理する。

(会長への委任)

第15条 第8条から前条までに定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

(様式)

第16条 この規則の規定により使用する書類の様式は、別に定める。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後最初の推進会議の会議は、市長が招集する。

附 則(平成25年12月27日規則第110号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条中相模原市地球温暖化対策推進条例施行規則第6条第1号の改正規定及び同規則第7条の改正規定(「第80条第1号」を「第80条第1号イ」に改める部分に限る。)は、平成25年12月28日から施行する。

附 則(平成28年12月1日規則第74号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年11月30日規則第100号)

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

附 則(平成31年4月3日規則第46号)

この規則は、平成31年4月15日から施行する。

附 則(令和3年2月25日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月31日規則第39号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。